

令和5年度

第3回あさぎり町農業委員会  
議 事 録

開会日：令和5年6月12日（月）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第3回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年6月12日(月)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年5月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年5月10日	午後2時05分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員  出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	3番 田崎 洋一郎		4番 藤本 勇二			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 許可不要転用届について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画(第6回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第3回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。田植も本格的になりまして、忙しい時期ではありますが、十分、農作業等には注意させていただきますように、よろしく願います。そしてまた農業委員会だよりも、いいものが出来まして、御覧になられたと思います。5月26日付けの全農新聞にも、特別表彰の記事が載っておりました。先日、全国農業新聞の担当の方が来庁されて、話をしましたけれども、全農新聞にはいろんなメリットがあって、ぜひ、認定農業者の人たち読んでほしいが、認定農業者の加入購読が少ないと指摘されました。できれば、認定農業者の方に、こういうメリットもあるということを、宣伝して、加入を進めてもらいたいと思います。また、税についての新聞のメリット、新聞の内容についてまた全協のほうで話したいと思いますので、よろしく願います。以上です。お世話になります。それでは、本日は全員出席ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、3番、田崎洋一郎委員。4番、藤本勇二を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、2ページを御覧ください。今回は5件の合意解約となっております。解約理由について説明します。84番は、所有権移転のため、85番から86番は、農地中間管理事業貸付けのため、87番は、第三者貸付けのため、88番は、契約内容変更のためとなっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。3ページをお願いします。今回は2件の届出が提出されております。関連資料につきましては、4ページ、5ページとなります。4ページにつきましては、令和5年2月1日現在、5ページにつきましては、令和5年5月1日現在となっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** 報告いたします。資料は、6ページから8ページをお願いします。別添配付しております写真をご覧ください。今回は、地区担当農業委員により、5筆の農地を非農地と判断しています。非農地化対象農地は、深田地区、畑1筆、104平米。免田地区、畑1筆、520平米。免田地区、田3筆、2,256平米です。以上報告いたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 許可不要転用届について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求め、求めます。
- 農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい。許可不要転用届、1件につきまして報告します。資料は9ページからになります。申請番号1番について、申請人は、町内の個人の方です。転用する土地は一筆で地目は台帳、現況ともに田、面積は3,009平米のうち128平米です。直売所の駐車場として、許可不要転用届を提出されてたものです。現地は、深田南小島地区、おかどめ幸福駅から北西へ850メートルの場所になります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で、報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は14ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号6番について、資料は、15ページから22ページになります。譲渡人は町外の個人2人の共有の方で、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳、現況ともに畑、面積は809平米です。移転する契約は、総額8万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に牧草を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいま、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号6番の案件について、19番委員の宮原久子委員より報告をお願いします。
- 19番委員（宮原 久子君）** はい。19番宮原です。午前中、現地調査班で見してきました。今事務局から説明があったとおりでございます。現地は、譲受人の家の隣接地でございまして、今までも耕作管理されており、今回売買になりました。譲受人は、今後も、飼料作物を作られるようです。場所は22ページを御覧ください。国道219号線を免田から多良木方面へ行きますと、あさぎり斎場から600メートル先で、左折です。特に問題はないと見してきました。皆様の御審議をよろしく願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説

明及び現地調査報告が終わりました。申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第7、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長(橋本 英樹君)** はい、農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は23ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号1番について、資料は24ページから34ページになります。申請人は、町内の個人の方です。今回は、6年前に、営農型太陽光発電施設の許可を受け、3年更新となった一時転用の許可申請です。転用する土地は1筆で、地目は台帳現況とも田、転用面積は1,718平米のうち、支柱部分の1.92平米です。29ページから、営農計画書、資金計画書、見積り書、預金通帳の写しを掲載しております。なお、資金計画書の金額及び通帳の写しは、本計画を断念した場合の施設の撤去費用を捻出する資金力があるかを証明するものです。作物としては、カミサカキを植えられており、現在6年目です。カミサカキは順調に生育していましたが、令和2年7月豪雨及び令和4年9月の台風14号の影響で、農地が浸水し、枯死した株もあるため、いまだ想定していた収量には至ってはおりません。今回の更新に当たり、同申請人が上西の営農型太陽光発電施設の下部の農地で栽培しているミョウガが順調に生育していることから、令和3年には本営農型太陽光発電施設の下部の農地にも試験的にミョウガを作付けされています。今後も下部の農地での営農を計画されていることや、転用行為に必要な資力が確保されていること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、また、周辺農地に係る営農条件の支障について十分考慮されていることを確認しております。以上のことから、総合的に見て、本許可申請につきましては、一時転用として、3年間の更新許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、17番委員の谷川委員より報告をお願いします。

○**17番委員(谷川 新二君)** はい、17番谷川です。農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件で午前中、農地調査班と事務局で、見てまいりましたので、報告をいたします。資料は、今、事務局からあったとおり、24ページから34ページになります。26ページの地図を御覧なっただけだと思いますけども、場所はですね、錦と免田西の錦境のところにあります永才運動公園から北に約100メートルほどのところになります。ほとんど事務局が説明されたとおり、ソーラーについての3年ごとの更新での許可申請ということで、私にとって初めての案件なんですけども、こういった案件が今から出てくるかと思しますので皆さん方の、御審議方をよろしくをお願いします。

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第8、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長(橋本 英樹君)** はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は35ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号8番につきまして、資料は36ページから45ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町内の法人です。転用する土地は1筆で、地目は台帳、現況とも田、転用面積は合計で247平米です。移転する内容は、総額30万円の売買による所有権移転で、転用の目的は、建売住宅になります。39ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり駅から300メートル以内にある第三種農地であることから、建売住宅への転用は可能です。42ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書、土地改良区意見書を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号9番について、資料は46ページから54ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の個人の方です。転用する土地は2筆で、地目は台帳、現況とも、畑、転用面積は合計で520平米です。移転する内容は、総額340万円の売買による所有権移転で、転用の目的は、個人住宅及び共有道路です。49ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している4メートル以上ある道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に摩耶幼稚園と吉井保育園がある、第三種農地であることから、個人住宅及び共有道路への転用は可能です。52ページから、事業計画書、資金計画書、ローン事前審査書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号8番の案件について、22番委員の北川委員より、申請番号9番の案件について、15番委員の西野委員より報告をお願いします。

○**22番委員(北川 浩臣君)** それでは報告いたします。22番委員の北川です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号8の案件で午前中の現地調査の結果を報告いたします。資料は36ページから45ページになります。39ページで、を御覧ください。場所は、あさぎり駅から西に300メートル、まどか保育園から南へ150メートルのところになります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町内の法人の方です。申請地に建売住宅を建てるとのことです。特に問題はないと思います。皆様方の御審議の方よろしくをお願いします。

○**15番委員(西野 雅倫君)** 15番の西野です。農地法第5条の規定による許可申請、申請番号9番の案件について午前中の現地調査の結果を報告します。資料は46ページから54ページになります。49ページの地図を御覧ください。場所は吉井地区で県道多良木相良線が通っており北へ100メートル入っ

たところで、摩耶幼稚園から東200メートル、吉井保育園から南へ200メートルのところにあります。農用地区域外の農地で、周りには多くの住宅があり、譲渡人は錦の方で譲受人は町内の個人です。申請地には住宅を建てる予定です。何ら問題ないと思います。皆様の、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、賛成多数です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。賛成多数です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第9 議案第4号 農地利用集積計画（第6回）の決定について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画（第6回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、議案第4号について説明させていただきます。56ページから御覧ください。56ページ上段の申請番号281番から、59ページ上段の287番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。59ページ下段の288番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。60ページ上段の289番から、61ページ下段の291番までは、新規の賃借権の設定です。62ページの292番から、71ページ301番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は72ページをお開きください。今回の申請は6件で、19番から23番は、農業公社が借入れをするものです。24番は、買入れた公社買入れた農地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格です。19番の買入れ価格、55万円。20番の買入れ価格50万円。21番の買入れ価格30万円。22番の買入れ価格30万円。23番の買入れ価格70万円。24番の売渡し価格、51万2,500円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。74ページから78ページにつきましては、申請地位置図、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第4号、農用地利用集積計画（第6回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第6回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後2時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月12日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 3番 田崎 洋一郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 4番 藤本 勇二